能美市告示第64号

能美市自主防災組織補助金交付要綱(平成25年能美市告示第19号)の全部を改正 する。

令和5年4月1日

能美市長 井 出 敏 朗

## 能美市自主防災組織補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、災害に強いまちづくりを目指し、共助の中核を担う自主防災組織が行う地域防災体制の整備に対して補助金を交付することに関して、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

- 第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する自主防災組織を運営 する町会又は町内会(以下「町会」という。)とする。
  - (1) 当該町会の住民を構成員として組織されていること。
  - (2) 規約等が整備されていること。
  - (3) 防災訓練又は防災知識の啓発活動を目的とした事業を年1回以上実施していること。

(補助事業及び補助金の額)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)の区分及び補助金の額は、別表に定めるとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、本条の規定にかかわらず、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助回数)

第4条 補助金の交付は、別表の区分毎に1年度1回限りとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする町会(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の実施前に能美市自主防災組織補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
  - (1) 見積書又は設計書

- (2) カタログ又は図面
- (3) 保管場所図又は設置場所図

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に 応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、能美市自 主防災組織補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者にその旨を通知する ものとする。

(補助金の実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した能美 市自主防災組織実績報告書(様式第3号)に当該補助事業に係る収支の状況を明らか にした書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに能美市自主防災組織補助金確定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 第7条又は前条の規定により通知を受けた者は、能美市自主防災組織補助金 請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第10条 この告示により定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。